

海外婦人労働資料第二十一号

8-12

アメリカ合衆国各州における

女子の労働時間に関する規定

一九四四年十二月十五日現在

労働省婦人少年局



【註】 本篇文中「女子」= Females, 「婦人」= Women. の失、誤謬である。
 (一) 印を附した項は両性に適用するものとする。

州	一日	一週	労働時間の数	労働時間		適用される規定	適用範囲
				食事並びに休憩時間	深夜業の禁止もしくは制限	時間制の支	
アラバマ	1. 最長労働時間 法律なし						
2. 休日	法律なし						
3. 食事並びに休憩時間	法律なし						
4. 深夜業	法律なし						
アラソカ	1. 最長労働時間 一九三九年州議会议事ハの章四項	六の時間					家内若くは家事の業務(ササ)
2. 休日	法律なし						
3. 食事並びに休憩時間	法律なし						
4. 深夜業	法律なし						
アリゾナ	1. 最長労働時間 一九三九年州議会议事ハの章四項	六日					一切の労働(十八才以上の女子) △除外されるもの—家事労働、看護婦、三人以下の婦人を使用している通信、電話事務所、又は文庫所、駅構内。
2. 休日	法律なし						
3. 食事並びに休憩時間	法律なし						
4. 深夜業	法律なし						
⑤全法典 三六—二七項	八時間	四八時間	(婦人に ついては 六百前 項参照)		午後十時から午前五時まで	(1) 生産物と産数から所定の必要労働時間は、要致しやうい果実とか野菜の收穫、採礦、運送、乾燥に従事する婦人には労働時間の規定は適用しない。 (2) 成人の婦人は一日の労働時間が六時間を超えない場合は、一週につき七日使用し得る。 次の必要の場合には一日の労働時間を延長することが許される。 ①一週の中で一定日の労働時間を短縮するため。 ②労働者の従事する機械装置の停止により同じ週内で前日に失われた時間の埋合せをするため。 ③機械装置の通常の運転の中絶を防止するためにする修理をなすため。	洗濯会社の洗濯部門(成年男子及び婦人) (前項参照)
⑥九十年州議会议事 三六—三一項	八時間	四八時間	(婦人に ついては 六百前 項参照)		午後十時から午前五時まで		法人組織の市における電話会社若くはメセンヤまたは女子十八才以上三十才以下の者

[illegible]

[illegible]

州	一日一週	労働時間	労働者の健康と安全の確保	労働者の生活と福祉の向上	労働者の権利と利益の保護	適用範囲
労働時間 労働者の健康と安全の確保 労働者の生活と福祉の向上 労働者の権利と利益の保護		労働時間 労働者の健康と安全の確保 労働者の生活と福祉の向上 労働者の権利と利益の保護	労働者の健康と安全の確保 労働者の生活と福祉の向上 労働者の権利と利益の保護	労働者の生活と福祉の向上 労働者の権利と利益の保護	労働者の権利と利益の保護	適用範囲

州	一日一週労働時間	労働時間	労働時間の規定	労働時間の規定	労働時間の規定	適用範囲
全労組ZUO— 労働組合（代表） （一九四三年）		（前項参照）	深夜業の禁止もしくは制限	一日の作業が三労働時間で終了する場合 は休憩時間は必要としない。	戦時中のみに適用される規定	販売、販売、分配 （婦人及び年少者） 劇場、カネ、料理店、ホテル、スナック、ダンス、遊技場、運動場、スポーツ、競走、式運動並びに競技、及びその他 一切の同様の活動。（婦人及び年少者） 適用範囲については最長労働時間の項参照。 （婦人及び年少者） △除外されるもの——連邦若しくは州の規定に基き公益会社として経営される事業場で一時間に一人の交換手しか勤務していない所の電話、電信、印字電信機の交換手。
全労組ZUO— 労働組合（代表） （一九四三年）		継続的作業を要する仕事及び電話、電信機、印字電信機の交換手については、二労働半連続して仕事をした後、十分間の休憩時間を与えなければならぬ。	午後八時から午前六時まで。		（最長労働時間の項参照） （最長労働時間の項参照）	タクシー、貸自動車、運搬。 （婦人及び年少者） 一切の物品若しくは商品の全部又は一部を調整、生産、作成、改造、修理、仕上げ、処理、包装、販売、集合の目的でなす工業。（十八才以上の婦人） △除外されるもの——運送並びに振動、映画、事業内部の書記的、専門的技術的職務、收穫後の農産物の処理。
全労組ZUO— 労働組合（代表） （一九四三年）			深夜業の禁止もしくは制限		（最長労働時間の項参照）	理髪店、美容院、浴場、マッサージ院、身体条件並びに体重管理。かゝる業務作業、風通を為し若くは教える店、クラブ、学校。（十八才以上の婦人）
全労組ZUO— 労働組合（代表） （一九四三年）			深夜業の禁止もしくは制限		（最長労働時間の項参照）	適用範囲については最長労働時間の項参照
全労組ZUO— 労働組合（代表） （一九四三年）	八時間			事業又は職業の性質上生ずる非常の場合には一定の条件並びに規則に基き、又割増の最低賃金を支払うことにより労働時間の延長が許可される。それらの規則や賃金を労働者は調査した後決定し命令で指示しなければならぬ。又それにかゝる事業や		製造事業場、機械事業場又は商店。（解雇により、美容店並びに給油所を含む）洗濯所、ホテル、料理店。（十六才以上の女子）

州	一日 一週 毎週の 休日数	労働の 停止もしくは制限 の 現	時間制の受型	勤務中にのみ適用される規定	適用範囲
産業労働者 労働者 （一九三九年）	八時間 六日		職業における全日の使用に同等に適用しなければならぬ。 一年の中で使用者が指定した七週の総労働時間の週一前半に三週後半に四週あり、その場合は通常の半の賃金で一週五十六時間労働させることが出来る。一の場合を除いては一週四十八時間を超える労働時間の延長に對しては五割の割増賃金を支払わねばならぬ。総労働時間の週の場合は一週七日に亘つて労働させることが出来るが、一日については八時間が最長である。 一週四十四時間を超える時間には五割の割増賃金を支払わねばならぬ。		市内の一切の方式による、販売の目的のためでない、商店の消費者への販売。 （婦人、十八才未満の年少者） 皮層、爪、髪、化粧、清潔化、美化若しくは個人の風采の増進について有用とされる業務又は娯楽及びそれに附随する業務、一、下女、出納係、待機場もしくは書記的な職を含む。 （婦人、十八才未満の年少者） 店內で、又は箱及び袋業務、屋外市場業務により消費物の飲食物と販売のために調整して提供する事業場。本ル、観光客室、同業店、キヤンパ小座、クラブ、病院、病後療養院、療養所、私立学校、專門学校、及びその他一般公衆並びに旅行中の公衆に食物を供し又は供さないで場所設備を貸与して提供することの事業。 （婦人、十八才未満の年少者） △除外されるもの——宗教教団、厳に慈善的な諸団体、修習中の自費生、專門の看護婦、修習契約の下に病院で雇われている者、婦人公済組合の若年採用者、大學生の社交団体、專門学校のクラブ、寄宿舎。他の命令の適用を受ける被用者。 報酬を自給に衣服、タオル、布巾、毛布、寝具その他一切の種類の最初の洗濯、アイロンかけ、若しくはそれに附随する処理に従事する一切の商業、クラブ、会、若しくはそれらの支店支部。洗濯業の小売又は卸売における業配、販売、贈答、商店、病院、クラブ、又は福利機關が自己のために洗濯業務を行う場合。書記、設備維持等員、事務補助員、屋外市場消費者、使い並に配達の子を含む。 （婦人、十八才未満の年少者）
命令で定め （一九三九年）	八時間		(1) 公衆に対する業務について異常な予期しない必要が生ずる場合には超過時間に対して五割の割増賃金を支払うならば、一日八時間を定める時間外労働が許される。 (2) 非常の場合には労働者が希望するならば第七日目の日にも労働させることができる。 (3) 一週四十八時間を超える時間の労働に對しては五割の割増賃金を支払わねばならぬ。		
命令で定め （一九三九年）	八時間		事業の経営において生ずる非常の場合には一日八時間、一週四十五時間を超える労働時間に對しては五割の割増賃金を支払うならば、労働者を一日について八時間を超え、一週について六日を超えて労働せしめることができる。		
命令で定め （一九三九年）	八時間				

州	一日	一週	毎週の労働日数	食事及び休憩時間	深夜業の禁止もしくは制限	時間制の変型	戦時中へのみ適用される規定	適用範囲
一九三五年一般法令 一六〇五〇項への追補	九時間	五二時間	六日			クリーニンク、並びに染色業に關して一週四十八時間を超える時間に対しては五割の割増賃金を支払うべきことを要求している。 (1) かゝる週の同一日の労働時間を短縮するとき他の日の労働時間を十時間にする二つができる。 (2) 最低賃金命令は美答院について一週四十八時間を超える労働に對しては割増率の支払を要求してゐる。スパートタイムの被用者に對しては命令は一日八時間を超える時間に對しては割増率を要求してゐる。	週を延長する二つができる(一九三三年一般法令六二九七項への追補) (最長労働時間の最初の項参照)	公衆料理店、カフェー、食堂、理容院、理髮店、美小術業、もしくは音楽娯楽(女子) △除外されるもの—ホテル
一九三五年一般法令 五一九七項		五八時間	六日			事急迫の場合にはオセ七日目の日にさびかすることが許さる。	(最長労働時間の最初の項参照)	一切の商業もしくは工業的過程の作業(一切の被用者) △除外されるもの—農業もしくは個人的小規模の商業、個人、製造業、運送、運送に準じて從事してゐるもの、食料品、食料品の販売、もしくは配達、商業もしくは小規模の製造業、その他工場、製造業、原料の製造、修理もしくは修理の必要と作業。
2 休日 (最長労働時間参照) 一九三五年一般法令 六二九七項							(最長労働時間の最初の項参照)	公衆料理店、カフェー、食堂、理容院、理髮店、美小術業、もしくは音楽娯楽(女子) △除外されるもの—ホテル 製造業(洗濯業を含む)、機械工業、商業(女子) △除外されるもの—医者、外科医、看護婦、薬剤師、弁護士、教師、社会福祉事業の労働者、自己の請負に従つて商品を準備し展示する事に主として従事し、而して月々くじを二五のドルを受け取っている表示作業者。
3 食事並びに休憩時間 法律なし					午後十時から午前六時まで		(最長労働時間の最初の項参照)	商業、機械工業、機械によれば製造業を含む(製造工業、洗濯業、パン焼業、印刷業、電信局、電報文通局、料理店、ホテル、娯楽場、婦人子民服製造業、車、軒(十六才以上の女子)
4 深夜業 一九三五年一般法令 一六〇五〇項への追補					午後十時から午前六時まで		(最長労働時間の最初の項参照)	商業、機械工業、機械によれば製造業を含む(製造工業、洗濯業、パン焼業、印刷業、電信局、電報文通局、料理店、ホテル、娯楽場、婦人子民服製造業、車、軒(十六才以上の女子)
一九三五年一般法令 五一九七項					午後十時以後		(最長労働時間の最初の項参照)	商業、機械工業、機械によれば製造業を含む(製造工業、洗濯業、パン焼業、印刷業、電信局、電報文通局、料理店、ホテル、娯楽場、婦人子民服製造業、車、軒(十六才以上の女子)
デラウエア 一、最長労働時間 一九三五年一般法令 三三九二項	十時間	五五時間	六日			週の最長労働時間を超えまいなら、週の一日に於て十二時間労働させることなされる。	(最長労働時間の最初の項参照)	商業、機械工業、機械によれば製造業を含む(製造工業、洗濯業、パン焼業、印刷業、電信局、電報文通局、料理店、ホテル、娯楽場、婦人子民服製造業、車、軒(十六才以上の女子)

州	日	時	休	時	戦	道
1. 労働時間 2. 休日(最長) 3. 労働時間(最長) 4. 労働時間(最長) 5. 労働時間(最長) 6. 労働時間(最長) 7. 労働時間(最長) 8. 労働時間(最長) 9. 労働時間(最長) 10. 労働時間(最長)	八時間 四八時間 六日	(1) 労働時間(最長) (2) 労働時間(最長)	その日の労働の一部が午後十一時と午前七時の間に行われる場合には、八時間を超えてはならない。 午後十時から午前六時まで。	仕事は午後二時三十分以前に終了し、初めがその日は解放される場合には、六時間三十分の労働時間が許される。	戦時中並びにその後六ヶ月間或は緊急事態の終結を知事が宣告するまでの間は、その日の労働が五時間以上となり、婦人の労働を禁止し、又は調整している規定は、化学工業、製造工業、洗濯業、パン焼業には適用しない。(一九四三年労働法、第六一章)	製造工業、機械工業、商業、洗濯業、ホテル、料理店、電信電話事業、事務所、通運会社、運送会社 (十八人以上の女子)
一九四五年改正法 二六〇七項						製造工業、機械工業、商業、洗濯業、ホテル、料理店、電信電話事業、事務所、通運会社、運送会社 (十八人以上の女子)
労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間						製造工業、機械工業、商業、洗濯業、ホテル、料理店、電信電話事業、事務所、通運会社、運送会社 (十八人以上の女子)
労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間 労働時間						製造工業、機械工業、商業、洗濯業、ホテル、料理店、電信電話事業、事務所、通運会社、運送会社 (十八人以上の女子)

州	一日一週	労働時間	現定	適用範囲
2. 休日（労働時間外） 3. 食事並びに休憩時間 五五—三三項 三六—三三項 4. 深夜業 一五—三六項 三六—三六項		食事並びに休憩時間 少くとも四十五分の休憩時間なしに連続的に六時間以上を労働し若しくは労働することとを許さしてはならない。	深夜業の禁止もしくは制限 午後七時から午前六時まで。	作業が午後一時三十分以前に終り、労働者がその日は解散される場合には六時間二十分の労働時間が許される。
フロリダ 1. 最長労働時間 法律なし 2. 休日 法律なし 3. 食事並びに休憩時間 法律なし 4. 深夜業 法律なし				
ジョージア 1. 最長労働時間 五五—三三項 五五—三三項 2. 休日 法律なし 3. 食事並びに休憩時間 法律なし 4. 深夜業 法律なし	十時間 六時間		(1) 週の労働時間を超えない場合に一日につき十時間を超えて労働させることができる。 (2) 災害その他避けることのできない事由によつて失われた時間は理合させることができる。但し十日を超えてはならない。	製造工業、機械工業、商業、洗濯業、ホテル、料理店、電信電話事業、運送所、通運会社、運送会社、（一切の女子） △除外されるもの—二三人の女子が雇われている事業。 メッセンジャー（十八才以上二十一才までの女子）
ハワイ 1. 最長労働時間 法律なし 2. 休日 法律なし 3. 食事並びに休憩時間 法律なし 4. 深夜業 法律なし				本編若しくは羊毛製造事業場。 △除外されるもの—技術者、火夫、輸入、機械工、運搬者、工場の被用者、書記、クリーナー、修理工。

州	労働時間 一日 一週 労働者の健康 食事並びに休息時間 禁煙の禁止もしくは制限	規定 労働時間の要型	労働中に適用される規定	適用範囲
ア、労働 最長労働時間 一九三三年改正 四三・七二順 又休日 法律なし 食事並びに 休息時間 法律なし 禁煙 法律なし	九時間			機械工業、商業、洗濯所、ホテル、料理店、電信電話事業、通運会社、運送会社 (十六才以上の女子) △除外されるもの——採取し易い果実、野菜の収穫、包装、包装、縫製、乾燥
イ、労働 最長労働時間 一九四三年 改正法令 才四八章五五五順 最低賃金命令 才二五号 美谷案 (一九四五年)	八時間 四八時間(休日の 項を 照)	(1) 法令は雇員の労働時間は、一日につき九時間、一週につき五十四時間労働させることを許してゐる。かゝる超過時間については、美谷院に於ける最低賃金命令は、前項に於ける美谷院の被用者に指定の超過時間率を支拂うべきことを要求してゐる。 (2) 商店以外の所では、週の労働時間が四十八時間を超えない場合には、一週の中一は九時間労働させてもよい。 (3) 雇員工場では六月一日から十月十五日までの間は一日につき十時間一週につき六十時間の労働が許される。 (4) 公共の施設の事業の場合には、通信、下水汚物処理、水道、電気、ガス、運輸のようは必要の公務を供するに必要なる業務における使用については四十八時間を超えない期間、労働法の規定から除外される。 (5) 労働者健康換手は睡眠の便宜が失はれており、交換手が少くとも四時間の睡眠がとれる場合には、午後七時三十分から午前八時までの間に於て十時間を超えない労働時間を設けらるゝことができる。	第二次世界大戦中は労働者は、労働時間短縮を志す諸邦に準き一年十週間で限り重労働者の女子の雇用を一日につき十時間まで、一週につき五十四時間まで認可する非常事態の許可を要することができらる。 (一九四三年改正法令 才四十八章八一順)	機械工業、商業、作業場、洗濯所、ホテル、料理店、美谷院に於ける最低賃金命令に於ける事業、煙草製造、運送、運送、公共事業、運送事業、その他公衆の安全もしくは健康。 (十六才以上の女子) △除外されるもの——採取し易い果実、一週の労働時間以外の他人の事業場の仲介による運送会社の交換手

州	労働時間の規定	労働中にのみ適用される規定	適用範囲
ス休日 ◎一九四三年 改正令 第四八号 八二八八項	一日一週 六日 労働時間の規定 食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限	労働中にのみ適用される規定	工場（繊維工場、織造工場、洗濯工場、クリーニング工場を含む）商店、運送会社、公営事業会社、ホテル、貸金庫、料亭、旅館、洗濯所、郵便会社、電話会社、パン屋工場、印刷業、劇場、映画、エレベーター、浴人に契約して労働を供給する契約者として従事する雇主、市もしくは地方の機関又はそれらの事務所、（一切の被用者） △除外されるもの（門衛、警人、管理人、監督、パン焼場に生パンを焼くものに日曜日に三時間を超えない時間従事する労働者、生きたる動物の世話、火焔もしくは電流の維持、ボイラー、機械装置、動力装置の必要な手入、 美容業（女子事務員を含む） （婦人及び年少者）
三食事並みに 休憩時間 最低賃金命令 オ二号 美容業 （一九四四年） 々療養業 法律なし	労働時間の規定 食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限	労働中にのみ適用される規定	工場（繊維工場、織造工場、洗濯工場、クリーニング工場を含む）商店、運送会社、公営事業会社、ホテル、貸金庫、料亭、旅館、洗濯所、郵便会社、電話会社、パン屋工場、印刷業、劇場、映画、エレベーター、浴人に契約して労働を供給する契約者として従事する雇主、市もしくは地方の機関又はそれらの事務所、（一切の被用者） △除外されるもの（門衛、警人、管理人、監督、パン焼場に生パンを焼くものに日曜日に三時間を超えない時間従事する労働者、生きたる動物の世話、火焔もしくは電流の維持、ボイラー、機械装置、動力装置の必要な手入、 美容業（女子事務員を含む） （婦人及び年少者）
インディアナ 労働時間の規定 法律なし 又休日法律なし 三食事並みに 休憩時間 ◎健康法令未定 一九三四年 一九三五年 一九三六年 労働時間の規定 食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限	労働時間の規定 食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限	労働中にのみ適用される規定	工場（繊維工場、織造工場、洗濯工場、クリーニング工場を含む）商店、運送会社、公営事業会社、ホテル、貸金庫、料亭、旅館、洗濯所、郵便会社、電話会社、パン屋工場、印刷業、劇場、映画、エレベーター、浴人に契約して労働を供給する契約者として従事する雇主、市もしくは地方の機関又はそれらの事務所、（一切の被用者） △除外されるもの（門衛、警人、管理人、監督、パン焼場に生パンを焼くものに日曜日に三時間を超えない時間従事する労働者、生きたる動物の世話、火焔もしくは電流の維持、ボイラー、機械装置、動力装置の必要な手入、 美容業（女子事務員を含む） （婦人及び年少者）
アイオワ 労働時間の規定 法律なし	労働時間の規定 食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限	労働中にのみ適用される規定	工場（繊維工場、織造工場、洗濯工場、クリーニング工場を含む）商店、運送会社、公営事業会社、ホテル、貸金庫、料亭、旅館、洗濯所、郵便会社、電話会社、パン屋工場、印刷業、劇場、映画、エレベーター、浴人に契約して労働を供給する契約者として従事する雇主、市もしくは地方の機関又はそれらの事務所、（一切の被用者） △除外されるもの（門衛、警人、管理人、監督、パン焼場に生パンを焼くものに日曜日に三時間を超えない時間従事する労働者、生きたる動物の世話、火焔もしくは電流の維持、ボイラー、機械装置、動力装置の必要な手入、 美容業（女子事務員を含む） （婦人及び年少者）

州	一日一週	時間制の變更	適用範圍
生糸を専らとする （一九三九年）	食事のための休憩は三十分を下つてはならない。労働が連続五時間以上ならば場合は食事のための休憩なしに労働せしむべきこと。	勤務中にのみ適用される規定	全前
生糸を専らとする （一九三九年）	日勤の交換手は二交替もしくは三交替——その一人は五時間を超えてはならない——で従事させることができる。		交換手（婦人、年少者）
4. 炭酸ガス （一九三九年）	午後九時から午前六時まで		適用範囲については最長労働時間の遵守
生糸を専らとする （一九三九年）	午後九時から午前六時まで		全前
生糸を専らとする （一九三九年）	午後九時以後	労働者の婦人課は産業面等により異なるが、六月一日から九月十五日の間は指定の休息時間は、一連一日は午後十時まで開始していることを許可することである。	全前
生糸を専らとする （一九三九年）	深夜十二時から午前五時まで		適用範囲については最長労働時間の遵守
生糸を専らとする （一九三九年）	午後十一時以後に適用労働する労働者にはすべて適用——労働時間及び休憩時間並びに睡眠時間——は十二時間をこえてはならない。		交換手（婦人、年少者）

州	一日	一週	労働時間 労働禁止もしくは制限	労働制限の要否	労働中の適用される規定	適用範囲
ケンタッキー 労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	十時間 六時間	十時間 六時間	労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	労働制限の要否	労働中の適用される規定	適用範囲
ケンタッキー 労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	十時間 六時間	十時間 六時間	労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	労働制限の要否	労働中の適用される規定	適用範囲
ケンタッキー 労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	十時間 六時間	十時間 六時間	労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	労働制限の要否	労働中の適用される規定	適用範囲
ケンタッキー 労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	十時間 六時間	十時間 六時間	労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	労働制限の要否	労働中の適用される規定	適用範囲
ケンタッキー 労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	十時間 六時間	十時間 六時間	労働時間 労働禁止もしくは制限 労働制限の要否もしくは制限	労働制限の要否	労働中の適用される規定	適用範囲

[illegible]

州	一日 一週 西暦の 日付	切 時 間 の 規 定	前 の 規 定	前 の 規 定	戦 時 中 に の 適 用 さ れ る 規 定	通 用 範 圍
ルイジアナ ノルフォーク時間 元聖州議會法 法第二八三号	八時間 八時間 六日	九時間 五時間	深夜業の禁止もしくは制限	前項の制定	(1) 戦時中並にその後六十日間は八時間とする労働時間に対して五割の割増賃金を支拂ふ一日十時間労働が許される。但し週の最長労働時間(六日、四八時間)をこえることではない。 (2) 反対の法律規定に拘らず、労働者等は州戦時非常特許法に基づき、調査の結果平和時の労働法規則が戦時作業における最大限に可能な活動と認めることがわかつた場合には、戦時作業に従事する使用者に特許を与える権限を有する。但し婦人は七月一日の日、もしくは法令によつて定められた最長労働時間よりも長い時間になつて労働させた場合には五割の割増賃金を支拂わねばならぬ。 (3) 請取が承認される前に一定の條件が充たされねばならぬ。又婦人の健康及び福祉が保護されなければならぬ。 (4) 「戦時作業」とは次の如きものと定義されている。 (イ) 陸海軍もしくはその他合衆國又は合衆國の連合軍の代理機關に預する要約に基き又は契約のために、商品や物品を生産する作業。 (ロ) 戦争遂行に必要あり及びそれに伴つたその他の業務遂行における作業。 (一九四二年州議會法、法第四一 号、一九四四年法第二四六号)	製造事業場、機械工場(解紙によつて美 容税を納む)もしくは商店、洗濯所、ホ テル、劇場、料理店、電信会社、電話会 社、運輸会社、備物用もしくは管工エ レベーターの運轉手(十八才以上の男子) △除外されるもの—農業、牧畜、魚、 漁業、採掘業、果実、野菜の貯蔵、包貨 運送、海運業、さとうきびやさとうも ろこしを砂糖や糖蜜やシロップに処理 する事業、洗濯所、ホテル、料理店な どで行われる以外の事務的並に書記 的な仕事。人口六十人未満の町村。 鉱山、荷運所、船舶性の船を製造もしくは 修理する工場、炭坑場、靴革店、商 品の配給その他一九四二年の婦人に關す る労働時間規定の適用をうけない一月の 職業(前項参照)(十八才以上の女子) △除外されるもの—さとうきびやさとう もろこしを砂糖、糖蜜、シロップに

州	一日	一週	労働時間	労働時間の現況	労働時間の定率	労働時間の規定	労働時間の備考
メイン 八、最長労働時間 一九三〇年改正令 オ、最長労働時間 州議会議法 一九三二年、四四年 一九四二年、四四年 一九四五年、二五章 州議会議法 一九三二年、四四年 一九四二年、四四年 一九四五年、二五章 2 休日 法律なし 3 食事並びに 休憩時間 一九三〇年改正令 オ、最長労働時間 及、二七項 州議会議法 一九三二年、四四年 一九四二年、四四年 並、二七項 特別議会議法 三三四年 一九四三年、二五章 外、最長労働時間 法律なし	九時間 五時間	労働時間	食事並びに休憩時間 労働時間	深夜業務の禁止もしくは制限 労働時間の現況	労働時間の定率 労働時間の現況	労働時間の規定 労働時間の現況	労働時間の備考 労働時間の現況
			労働時間 労働時間		(1) 労働者が午後一時三十分以内に終 り労働者があつた場合は、そのま で労働時間が六時間三十分 の労働者が許される。 (2) 緊急の場合もしくは公務のため 臨時の必要がある場合には、公 務の使用にについては除外され る。 (3) 作業場、工場、製造場、機械場 においては労働者の交代が六時間三 十分を超える場合には、一交代者 の労働時間が六時間三十分につ いて、労働時間が六時間の労働時間 を要 なければならない。	戦時中並びに平和宣言に終るまでの 間は一日につき十時間労働が許され る。又労働者もしくはその公認の代 理人と使用者とが同意し労働時間 委員会に届け出た場合には、一週四 十八時間の範囲内で十時間を超える時 間の労働をしてもよい。いかなる場 合においても週の労働時間が五十四 時間を超えることはできない。	作業場、工場、製造場、機械場、(十六 才以上の女子) △除外されるもの—その商品や製品が 腐敗しやすい製造場や事業場 行政職、管理職、専門職、町吏、又は基 本給が一年につき二二〇〇ドルもしくは それ以上のこのように入連の事務補助者 三人以上の交代者を雇用する電話交換所 商店、商店、料理店、洗濯所、電機局、 通運会社、運輸会社、(女子) △除外されるもの—行政職、管理職、 専門職、町吏、もしくは基本給が一年に つき二二〇〇ドルもしくはそれ以上のこ のように入連の事務補助者。

州	一日	一週	労働時間 労働日の数	労働時間	労働時間の禁止もしくは制限	定	時間制の変型	戦時中のみ適用される規定	適用範囲
メリーランド 労働者の労働時間 註釈第1項 (フラック) 一九三九年 一〇〇條五三項	十時間	六時間							製造場、機械工場、商店、印刷所、パン 焼場、洗濯所（十六才以上の女子） △除外されるもの——雇員しやすい果実 とか野菜の運搬、保管もしくはは運搬保 蔵のためにする調理。（解雇により、 法令は適用事業場の事務労働には適用 しない。）
2. 休日 法律なし 3. 食事並びに 休憩時間 註釈第2項 (フラック) 一九三九年 一〇〇條五三項				連続六時間を超えない 労働に對しては最少三 十分の休憩なしに労働 させることができる。			労働者やその日の残りの労働時間労働 に従事することを許される場合 には六時間三十分の労働が許される。 尚最長労働時間の項のこの規定は。		製造場、機械工場、商店、印刷所、パン 焼場、洗濯所（女子） △除外されるもの——三人未満の女子を 雇用してゐる事業場、農收しやすい果 実とか野菜の運搬、保管もしくはは運搬 保蔵のためにする調理。（解雇により 法令は適用事業場の事務労働には適用 しない。）
4. 深夜業 註釈第3項 (フラック) 一九三九年 一〇〇條五三項					労働の一部が午後十時と午前 六時の間に含まれる場合には 一日につき八時間をこえない労働 時間は許されない。				製造場、機械工場、商店、印刷所、パン 焼場、洗濯所（十六才以上の女子） △除外されるもの——農收しやすい果実 とか野菜の運搬、保管もしくはは運搬保蔵 のためにする調理。（解雇により法令 は適用事業場の事務労働には適用しな い。）
マッサチユー セツツ 労働者の労働時間 一九三二年 一五五條 一四の章五八項	九時間	四時間	(休日) (法第百)				(1) 労働者が労働者部によつて季節的 である労働に就いておる製造工業 並ひにホテルでは、年平均一週四 十八時間をこえない場合には一週	外國と戦事中の労働者を要する労働 力の不足を免すために必要と認めら れる場合及び時間については輸入 年上者の雇用を制限、制限もしくは	工場、作業場、一切の製造場、機械工場 商店（料理店もしくは公眾に食事を供給 するために使用される場所及び、娯楽や 衣料品の作り、ミシン、縫製、洗濯、押

州	労働時間			労働時間の規定	適用範囲
	一日	一週	労働日数		
三、食料並に 休憩時間 一九三二年 一般法 一九三五年 州議会法 一九三六年 七八章 一九三八年 三三章 一九三九年 二八〇章				労働時間が継続六時間 である場合には食事の ために少くとも四十五 分の休憩を与えなければならぬ。	
4、食料並に 一九三二年 一般法 一九三五年 州議会法 一九三六年 一七〇章 一九四三年 三〇六章				深夜業の禁止もしくは制限 午後十時から午前八時まで	
				労働時間の規定 (1) 労働者が午後一時までに終了し労働者がその日は解放される場合には労働時間は六時間三十分でもよい。 (2) 労働者に対し勤務中昼食をとるために十分な休息が与えられ、又その労働者が午前二時までに終了し労働者はそれからその日は解放される場合には七時間三十分労働者させてもよい。 (3) 労働産業委員は工程の継続的な性質もしくは工場に影響を及ぼす特殊の事情が特免を正当とするに決した場合にその工場もしくは作業場をその食事時間の規定から除外することが出来る。但しその場合でも委員がそれによつて労働者の健康が害されないということを納得するのでなければならぬ。	(最長労働時間の項参照)
				戦時中のみ適用される規定	
				適用範囲	料品の販売、配達、口荷。 次のものの以外でその業務が目録中の労働者を含む労働者 (イ) パン焼場における生パンの配達 (ロ) 生きた動物の世話 (ハ) 機械装置の管理、新設の作成、印刷、発行、販売、配達、整頓もしくは個人作業
				適用範囲	工場、作業場、機械工場、商店(料理店もしくは公衆に食事を供給するために使用される場所及び機械物や材料のクリーニング、染色、洗滌、押しのはしと関連して使用される場所を含む)から、製米場のエレベーター運搬手(個人十八才未満の年少者) △除外されるもの——鉄工場、ガラス工場、紙工場、酒版工場、印刷工場、漂白工場、染色工場。 製造場、機械工場(かかる事業場のエレベーター運搬手を含む) (十六才以上の女子)

州	労働時間 の 規定 時間制の 変型	臨時中にのみ適用される規定	適用範囲
州議会 一九三九年 二五五章及び 四六一章 (五項) ◎一九三三年 一般法 九四九章六八項 ミシガン 労働時間 (一九三九年 (三二四項))	一日 一週 労働日数 食事及び休憩時間 深夜業務の禁止もしくは制限 午後十時から午前六時まで 午後十時から午前五時まで 定期業務の電話交換所の交換手は午後十時まで労働させることが出来る 週労働時間六時間以上ない場合には一日十時間の労働が許される	△ 前	工場、作業場、製造場、機械工場、商店、理髪店、靴店、公田、賭博場、娯楽場、農場以外の場所の命令、カレッジ、煉瓦製造所、製材所、電話交換所、電信局、メッセンジャー事務所、郵便局、印刷所、建築もしくは修繕、家庭その他の家の中で行われる請負仕事もしくは賃金請け仕事又はラヂオ放送局において特殊な技能者を除いたもの。 (十八才以上二十一才未満の少女) △ 除外されるもの： 織物品、皮革の製造、電信会社、電話会社、メッセンジャー会社のメッセンジャー、(年次有) △ 除外されるもの： 新聞の配達もしくは発行と直接関連するメッセンジャーを新聞社に伝達し又は直接新聞社と新聞社との間に伝達する場合。 二、三、水車場、倉庫、作業場、採石場、衣服製造もしくは婦人服飾品製造、物品の製造が行われ又は製造のために物品を運搬する一切の場所、洗滌所、商店、小売店(餅乾に依り製菓店を含む)その他の商業、事務所(警察により電話局を含む)、料理店、劇場、音楽会堂、音楽家ホテル、病院、路面鉄道、電気鉄道、エレベーター運転手(女子) △ 除外されるもの： 労働しやうい物の保護運送に従事する農業、野菜の運送、米もしくは穀物の運送、漁業。 病院の看護婦及び病室の看護婦もしくは文書係と看護婦の看護婦(除外される仕事は労働者に労働者の健康に有害でない認められなければならない)

州	労働時間			時間制の変型	戦時中における規定	適用範囲
	一日	一週	延べの労働時間 食事並びに休憩時間	時間制の変型	戦時中における規定	適用範囲
ミシシッピ	十時間	六時間		非常の場合もしくは公衆の必要がある場合には時間制が許される。		洗濯所、婦人被服工場、衣服仕立店、華商所、商店、劇場、電燈局、電話局、その他一切の職業（十六歳以上の女子） △除外されるもの——家事 製粉場、醸造工場（果実、野菜の罐詰工場を除く）、作業場、工場、製造場 △除外されるもの——（十六歳以上の労働者） 製造業、成人女子労働者を使用する。竊取しやういする労働者を取り扱い、もしくは受替する農場。
①全法典 六九八六項 六九九二項	十時間	六時間		①全前 ②週のはじめの五日間は一日につき三十分ずつ労働させてよい。但しその加えた時間は週の最後の日から差し引くべきである。 ③夜間にのみ使用される者は週のはじめの五日間は十一時四十五分、土曜日の夜には三時四十五分労働することが出来る。但し週の労働時間を超えてはならない。		
2.休日、法律なし 3.食事並びに休憩時間、法律なし 4.深夜業、法律なし						
ミズリ 1.最長労働時間 一九一三年州法 会法四〇〇頁	九時間	五四時間		竊取しやういする労働者の締結、包装に従事し、人口一万人未満の場所にある事業場では年の九十日間時間外労働が許される。		製造場、機械工場、商店、工場、作業場、洗濯所、パン工場、料理店、娯楽場。 上記の事業における一切の種類の運送もしくは運送の事業、公共の交通、運送、運輸公法事業、運送業者、公共の交通（十六歳以上の女子） △除外されるもの——電話会社、電報会社。

州		労働時間		規定	戦時中の適用される規定	適用範囲
一日	一週	毎週の平均日数	食事並びに休憩時間			
モントナ 最長労働時間 州基本法十八條 第四項 一九 三六年十二月二 日有効一級投票 により改正 改正法典 一九三 五年三〇 五三三〇 七六項 全法典 三〇七三 一項 三〇七三三 項	八時間	八時間	四時間	労働者は八時間の労働に次いで十二時間以上の非労働時間がなければならない。	規定は、労働時間を減ずることによるが、増大させることはできない。	一切の産業、職業、企業、雇用（すべての労働者） △除外されるもの―農業、牧畜 製造場、機械工場、商店、電話交換室、もしくは局、電信局、洗濯所、ホテル、料理店（女子） 小売店、貸貸人が價格、種々の種類の商品販売、事業経営の時間や條件を指示する貸貸事業、かゝる店で見られる品物の配達。品物を小売店に提供する卸売店及びかゝる品物の配達。（すべての店） △除外されるもの―登録した薬剤師もしくは薬剤師補助。 料理店、カフエー、飲食店、その他の商業飲食店。（すべての店）
一九三九年、改正法典への追加 三〇八三六項	八時間	四時間	労働者は八時間の労働に次いで十二時間以上の非労働時間がなければならない。	他の労働者が病気の場合にその者に交代する目的の場合とか、公衆の健康が危うい場合、もしくは生命財産が侵害されるとか、その他の予断しない事柄の場合には時間外労働が許される。（然し時間外労働の条件は一週四十八時間をこえる時間のみ適用するのである。―いかなる場合にも労働者は一日八時間をこえて労働することはできない）		
2休日 法律なし 3 食事並びに休憩時間 法律なし 4 深夜業 法律なし						

州			并			規定	戦時中にのみ適用される規定	適用範囲
一日	一週	毎週の労働日数	労働時間	労働時間	労働時間			
ネブラスカ ノースダコタの時間 一九四三年改正 法令四八二 〇三項			九時間	五十四時間		食事に並ぶに休憩時間	季節的農産物を処理する工場は 非常の際には一週につき二十日 を超えない期間婦人を一日十一 時間労働させることができる。 但し労働委員の許可を得なければ ならぬ。	首都並びに第一級の都市における製造場、 機械工場、商店、洗濯所、ホテル、料理店、 事務所（十六人以上の女子） △除外されるもの——公共事業団体
メソリア メソリアの時間 一九四三年改正 法令四八二 二二二項						食食のために三十分 を下らない時間を与え なければならぬ。労働 者はかかる時間中は自 由に作業場を離れるこ とができるのでなければ ならぬ。	午前一時から午前六時まで 午前一時と午前六時の間の 間の労働は使用者が労働委 員から許可を得る場合にのみ 許可される。	集合工場、作業場、機械工場（すべての労働 者） △除外されるもの——公共事業団体 （十六人以上の女子） △除外されるもの——公共事業団体 （十六人以上の女子）
ネブラスカ ノースダコタの時間 一九四一年修正 法令四八二 三三項 法令 全令			八時間	四十四時間	六日			首都並びに第一級の都市の事務所 （十六人以上の女子） △除外されるもの——公共事業団体 首都並びに第一級の都市における製造場、 機械工場、商店、洗濯所、ホテル、料理店、 事務所（十六人以上の女子） △除外されるもの——公共事業団体 （十六人以上の女子）
ネブラスカ ノースダコタの時間 一九四一年修正 法令四八二 三三項 法令 全令			八時間	四十四時間	六日			全前（すべての女子）

州	労働時間		労働時間の規定	戦時中にのみ適用される規定	適用範囲
	一日	一週			
ニユーハンブシュレ 人権長労働時間 一九四二年改正 法律二二章四 一七項 一九四三年州法 全法第三章	十時間	四八時間	（休日） 項参照	（一）國が他國と交戦している時は、時 間法は合衆國もしくは特定州のた めの軍需品や供給物の製造に全く 従事している労働者には適用しな い。 （二）一九四三年の法により、知事は戦 時中は、戦争遂行を阻げるような 一切の法規命令の施行を停止する 広大な非常権限を与えられている。 又戦時の助言と承認により、知事 は戦争遂行と衝突もしくは妨礙す る一切の法令の施行を全部又は一 部停止もしくは是を撤回すべき命令 を發布することができる。 （一九四三年州法第三章） （直前項参照）	（一）製造事業場における手工的もしくは機 械による労働。（女子） 一切の製造事業場における手工的もしくは機 械による労働。（女子） （二）製造事業場、商業事業場、通商業、工業的工 程もしくは運輸通信業。（すべての労働者） △除外されるもの：ガス、電気、ミル、 水の製造分配、ホテル、料理店、薬品店、貨 馬車屋、ガレージ、食料品の運送、販売、配 送、門番、番人、固定した機械装置に使用さ れている火夫、管理人、日曜日の仕事はパン
全法	十時間 十五分	五四時間 （休日） 項参照	（一）クリスマス直前七日間は商 業に従事する正規の労働者は 時間外労働をすることができ る。然し年間平均五十四時 間を超えることはできない。 （二）労働者を雇いたとるに従い特 別の認可が労働委員によつて与 えられる場合には、年の三月月 間は指定所の労働者については 一週六十時間まで労働させるこ とができる。但し日については 労働時間を二時間とすることは ない。又認可の寫を女子が使用さ れている室に提示し置ければな らぬ。	（一）國が他國と交戦している時は、時 間法は合衆國もしくは特定州のた めの軍需品や供給物の製造に全く 従事している労働者には適用しな い。 （二）一九四三年の法により、知事は戦 時中は、戦争遂行を阻げるような 一切の法規命令の施行を停止する 広大な非常権限を与えられている。 又戦時の助言と承認により、知事 は戦争遂行と衝突もしくは妨礙す る一切の法令の施行を全部又は一 部停止もしくは是を撤回すべき命令 を發布することができる。 （一九四三年州法第三章） （直前項参照）	（一）製造事業場、商業事業場、通商業、工業的工 程もしくは運輸通信業。（すべての労働者） △除外されるもの：ガス、電気、ミル、 水の製造分配、ホテル、料理店、薬品店、貨 馬車屋、ガレージ、食料品の運送、販売、配 送、門番、番人、固定した機械装置に使用さ れている火夫、管理人、日曜日の仕事はパン
2.休日、 ◎一九四二年改 正法律二二章 三六―三九項	六日			（一）國が他國と交戦している時は、時 間法は合衆國もしくは特定州のた めの軍需品や供給物の製造に全く 従事している労働者には適用しな い。 （二）一九四三年の法により、知事は戦 時中は、戦争遂行を阻げるような 一切の法規命令の施行を停止する 広大な非常権限を与えられている。 又戦時の助言と承認により、知事 は戦争遂行と衝突もしくは妨礙す る一切の法令の施行を全部又は一 部停止もしくは是を撤回すべき命令 を發布することができる。 （一九四三年州法第三章） （直前項参照）	（一）製造事業場、商業事業場、通商業、工業的工 程もしくは運輸通信業。（すべての労働者） △除外されるもの：ガス、電気、ミル、 水の製造分配、ホテル、料理店、薬品店、貨 馬車屋、ガレージ、食料品の運送、販売、配 送、門番、番人、固定した機械装置に使用さ れている火夫、管理人、日曜日の仕事はパン

州		労働時間		規定	適用範囲
一日	一週	毎週の労働日数	食事並びに休憩時間		
3. 食事並びに休憩時間 時間 法律なし 4. 深夜業 一九四二年改正 法律二二二章三四七項				女子が一週二週間以上午後八時と午前六時の間の同時に労働せられ、又は労働を要せられる場合には、それは深夜業と見做され、かかる労働は一日につき八時間、又一週につき四十八時間を超えることではない。	戦時中における規定 適用される規定
ニユージャー ハ最長労働時間 一九三七年改正 法令三四項、二一四項		十時間 五四時間 六日			
2. 休日 (最長労働時間 参照) 3. 食事並びに休憩時間 時間 ◎一九四一—三年 改正法令への重ねでの追加三四項、二二二八項		土曜日を除き労働に おける継続六時間の労働の後は、食事のために少くとも三十分与えなければならぬ。又食事時間は労働者の健康		その業務が性質上継続的であるホテルその他の事業場においては、婦人の労働時間が一日八時間を要する場合には時間の規定は適用しない。(州の裁判によつて一般にこれらの労働者について通七日五十六時間の労働を許可するものと解釋されている。)	工場、作業場、製粉場、鉱山、物品を製造する場所。(すべての労働者)

注	労働	時間	の	規定	戦時中の規定	適用範囲
1. 深夜業 一九四一年法令 改正法令への重 ねでの追加三四 項、二一三八項	一日 一週 毎週の 労働日数	食事並びに休憩時間 及び身体的福祉を考慮 して定めなければなら ぬ。	深夜業の禁止もしくは制限 深夜十二時から午前七時ま で。	時間制の変型 非常の際には延長時間に対して 五割の割増賃金を支拂う場合に は一週二時間の時間外労働をさ せることができる。 火事、洪水、暴風、傳染病その他 同様の事由による非常事態の際 には時間延長が許される。	戦時その他国家の重大非常事態の際 には、知事は婦人に対する深夜業の 制限の法律を停止することができる。 但し知事の停止命令は特別の製造工 場及び特別の期間に限定されること はならぬ。	製造事業場、パン焼場、洗濯所。 (十八歳以上の女子) △除外されるもの—民衆、野菜のようは腐 敗しやすい生産物の製造に從事する電話 工場、ガラス製造会社。
二. エー・エー・エー 労働時間 一九四一年法令 五七—四〇一項 五七—四〇四項 五七—四〇五項 五七—四〇七項	八時間 四八時間 七日					工業的事業場、商業的事業場、ホテル、料理 店、カフェー、食堂、洗濯所、事務所(速記 者、簿記係、書記、その他書記的仕事に如 き)、娯楽場、公益事業。(十八歳以上の女子) △除外されるもの—労働時間が合衆国議会 法によつて規定されている州間の通商。病 院又は療養所。登録看護婦。実地経験ある 看護婦。助産婦。家事使用人。 労働時間が午前七時と午後十時の間である電 信局、電話局。(十六歳以上の女子) △除外されるもの—五人以下の女子を使用 する事業場。労働時間が合衆国議会法によ つて規定されている州間の通商。 労働時間が午後十時と午前七時の間である電 信局、電話局。(十六歳以上の女子) △除外されるもの—五人以下の女子を使用 する事業場。労働時間が合衆国議会によつ て規定されている州間の通商。
三. 法令 八時間 五十四時間 七日 2. 休日、法制定し 3. 食事並びに休憩 時間 一九四一年法令 五七—四〇一項 五七—四〇四項 五七—四〇五項 五七—四〇七項	八時間 五十四時間 七日	三十分を下りない時間 を食事のために与えら れなければならない。				工業的事業場、商業的事業場、ホテル、料理 店、カフェー、食堂、洗濯所、事務所(速記 者、簿記係、書記その他書記的仕事に如き) 娯楽場、電信局、電話局。(すべての女子) △除外されるもの—労働時間が合衆国議会

州		労働時間		適用範囲
一日	一週	毎週の労働日数	食事並びに休憩時間	
		深夜業の禁止もしくは制限		適用範囲
		時間制の変型		
		戦時中にのみ規定		適用範囲

深夜業
(最も労働時間
— 電話局、電
信局第二項目参
照)

法によつて規定されている州間の通商。病院
もしくは療養所。登録看護婦。実地経験ある
看護婦、助産婦、家事使用人。

深夜業
（最も労働時間
— 電話局、電
信局第二項目参
照）

注によつて規定されている州間の通商。病院
もしくは診療所。登録看護婦。京都経験ある
看護婦、助産婦、家事使用人。

州	労働時間			規定	戦時中の適用される規定	適用範囲	
	一日	一週	毎週の労働日数				
ニユーヨーク 八最長労働時間 統一法 (キヤビル) 一九三〇年 オニニ章一七三項 一九三五年重作の追加オニニ章一七二項 州議会法 一九三七年オニニ章 一九四二年オニニ章 一九四四年オニニ章	八時間	四八時間	六日	食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限	(1) 週の労働時間が四十八時間を超えない場合には、一日の労働時間を四時間三十分以内で短縮するときは週の他の一日に十時間労働させることができ、又残りの四日のいづれかの日に九時間労働させることができる。 (2) 六月十五日と十月十五日の間は腐敗しやすい生産物を産出するしくは保蔵する事業場では十八以上の女子を一日十時間一週六日、六十時間労働させることができる。基準並びに新議会は産業の必要性が時間外労働を要求し、その労働に従事する婦人の健康がひどく傷まれることがないといふことが判れば六月二十五日と八月五日の間、これらの労働者については一日十二時間、一週六日、六十時間の労働を許容する規則を採用することができる。 (3) 九月一日と十二月一日の間は塩漬ギヤベツの製造工場では十八以上の女子を一日に十時間一週六日六十時間労働させることができる。	(1) 戦時作業に従事する使用者の請求に基づき産業令員は (又新議に基づき基準新議会は) (イ) 七日労働制を認可することができる。 (ロ) 複式交代制を認可することができる。 (ハ) 作業又は労働時間と制限するようはその他の法律規定を撤回することができる。 (2) 労働委員及び基準新議会の両者はその意見で平和時の法律の制限が戦時作業と衝突しないようにするために必要とされる如き措置並びに事項を行う権限を有している。 (3) 戦時作業に従事する使用者に特免を與えるについては、委員は戦時の要求に対する州の政策を調整する必要と同様に労働者の健康並びに福祉を考慮しなければならぬ。 (州議会法、一九四二年五五五章八條、一九四三年一七一章及び三一五章、一九四四年四二二章)	工場、即ち製鉄場、作業場その他の製造事業場 (製造とは一切の物品の作成、変更、修繕、仕上げ、繰返め、諸詰め、クリーニング、沈澱を含む、但し次のものは含まない。 (イ) 船舶を修繕する乾船渠工場 (ロ) 公益事業会の管轄権に属する運搬場もしくは修繕所以外の公益団体による所有又は経営の動力場、発電工場その他の建築物) (十六以上の女子) △除外されるもの— 運搬者及びその他の労働者
州議会法 一九三九年五五五章 一九三九年四九九章 一九四〇年二六章	八時間	四八時間	六日		(1) 週の労働日の一日もしくはそれ以上の日の労働時間を短縮するときはその週の他の一日の労働時間を十時間にすることができる。	(1) 商店、飲食店 (十六以上の女子) △除外されるもの— 人口一万五千人未満の町村の飲食店。(解釈により) 運搬者及びその他の労働者	

州	労			働 時 間 の 規 定		戦 時 中 に の み 適 用 さ れ る 規 定	適 用 範 囲
	一 日	一 週	毎 週 の 労 働 日 数	働 時 間	時 間 制 の 変 型		
	八 時 間	四 時 間	六 日	食 事 並 び に 休 憩 時 間	深 夜 業 の 禁 止 も し は 制 限		
一 九 三 三 年 州 試 査 法 二 八 章 二 八 三 章	八 時 間	四 時 間	六 日			全 前	的の本テ、料理店（法令中には「行楽」及 「季節的」という語が用記されている） 賣物用もしくは客用エレベーターの管理、保 管、運転（十八又以上の女子） △除外されるもの―本テ又は料理店の工 レベーター労働者（前項参照） 路面鉄道、電気鉄道、地下鉄道、高家鉄道の 車掌（二十一又以上の女子、二十一又未満の 者の就業は禁止されている。） 荷役や運搬の配布、配達、配達に従事する電 話会社、メッセンジャー会社のメッセンジャ ー（二十一又以上の女子、二十一又未満の者 の就業は禁止されている。） 工場（定義については最長労働時間参照） 商店、ホテル、料理店、ビルディングその他 の場所の貨物用又は客用エレベーター、映画 用映寫機の映寫技士もしくは操縦者、映画を 見せる場所の技術者及び火災担当者、劇的並 びに音楽的作品のような正統の劇場作品を起 せたり承したりする場所、その場合演夜者、 夜間者、火災担当者を除く、ビルディングの 番人、門番、管理人、監督人、支配人（必ず ての労働者） △除外されるもの―同様の部署及び住民が 一万五千人未満の町村の行楽並びに季節的 の本テ、料理店、映画、寄席演藝、貯蔵 演劇の上演、もしくはそれらの組合せが、 その場所の特定方針として週を通じて例 的になされる場所（但し毎週休日と與へな ければならぬ）かかる場所の技術者並びに 火災担当者（除く） 担当の取工長、七人以下の者を使用してい る鉛鋳場、クリム製造所、ミル、製糖工 場、粉ミル工場、砂糖ミル工場、ミル ク粉工場、バター工場、アイスクリ ーム工場、工場並びにミル、製糖工場の労働者 勤勞者（一日に三時間以内の労働である 場合には、パン工場に種パンを配備する有 限に労働物の配製をする者、火薬を維持す
公 法、二 八 三 章	八 時 間	四 時 間	六 日			全 前	
公 法	八 時 間	四 時 間	六 日			全 前	
又 休 日 一 九 四 四 年 州 試 査 法 二 八 章			六 日				

州	労働時間			適用される規定	適用範囲
	一日	一週	毎週の 労働日数	時間制の変型	
州営公法 一九三八年四月八日 一九三九年四月八日 一九四〇年四月八日 公法 一九三七年 四月八日				午後十時から午前六時まで 深夜十時から午前六時まで 深夜十二時から午前六時まで で。	（職長労働時間の項参照） （十六歳以上の女子） △除外されるもの——新聞社の記者又は通信員、正式の免許を受けた検閲師、速記者及びその他の事務労働者、料理店（この事業における十八歳以上のエレベーター運転手を除く） △除外されるもの——婦人衣服売り所や客間における単に歌や演奏者の補助として使用されている女子、ホテルの食堂や調理場で、もしくはそれらと結びついた形で雇われている者、帽子縫製師の女、煙草売娘、花売娘、田舎の娼婦及び人口一万五千人未満の町の行楽又は季節的なホテル、料理店、ホテル又は料理店（これらの事業の十八歳以上のエレベーター運転手を除く） （二十一歳未満の女子） △除外されるもの——単に歌や演奏者として雇われている女子、田舎の娼婦及び人口一万五千人未満の町の行楽又は季節的なホテル、料理店
公法 一九三二年八月八日				午後十時から午前七時まで 午後十時から午前六時まで 午後十時から午前七時まで で。	（前項参照） 貨物用もしくは客用エレベーターの管理、保管、運転（十八歳以上の女子） △除外されるもの——ホテルと料理店のエレベーター運転手はこれらの事業に適用する法律規定の適用を受ける （前項参照） 路面鉄道、輕便鉄道、地下鉄道、高床鉄道の車等（二十一歳以上の女子） なお、二十一歳未満の者の就業は禁止されている。
公法 一九三二年八月八日				午後十時から午前七時まで 午後十時から午前六時まで 午後十時から午前七時まで で。	物品や通信の配給、回送、伝達に従事する電信会社やメッセンジャー、会社のメッセンジャー。（二十一歳以上の女子、なお二十一歳未満の者の就業は禁止されている。）

州	労働時間			規定	適用範囲
	一日	一週	毎週の労働日数		
ノースカロリナ 人最長労働時間 一九四三年一版 法令 九五—一七項	九時間	四八時間	六日	(1) 商業では十二月十八日から二十四日まで及び毎年二回の一週間の概制し期間は一日十時間労働させてもよい (2) クリスマス、復活祭の翌日の当日並びにそれ以前一週間は花屋及び花屋に雇はれている者は時間外労働をしてもよい	(1) ノースカロリナ戦時軍需法により興せられた権限により知事は州議會の承認を経て告示を發しながその中の二つは婦人及び年少者の労働時間制限を定める規定を戦時中変更するものである (2) 公示第一号(一九四三年五月六日施行)は女子の使用に關し緊急時に限り法定の最長労働時間よりも長い日数もしくは時間として使用すべき許可を與ふる権限を労働委員に委任している、但し、この許可をなすについては陸海軍並みしくは陸海軍職員の要求がなければならぬのであり、又当該緊急時に對し個々の場合についてなすよう制限されるべきものである (3) 公示第三号(一九四三年八月三日施行)は十八歳以上の婦人の使用を一日十時間認めることにより婦人の労働時間に関する法を變更している、けれどもその場合に於ても最長毎週四十八時間を超えてはならない、同公示ともかゝる超過労働に對しては通常の時間に対して支拂はれる賃金額の五割の割増賃金を支拂うべきことを要求している、(一九四三年州議會法、第七、八章、及知事の軍事告示)
全米第九五— 一七項及び九 五—二七項	十時間	五五時間			(1) 腐敗しやすい並びにや、腐敗しやすい、物品の検査並びに保蔵の工程にある季節的業務(女子) (2) 事務員、賣子、女給として女子を雇っている小賣店、卸賣店その他の事業所 並びにその他公共食堂に雇はれている者、 (十八歳以上の女子) △除外されるもの—請託係、会計、事務補助員 常時三人未満を使用してゐる事業場

州	労働時間			規定	戦時中 にのみ 適用される 規定	適用 範囲
	一日	一週	毎週の 労働日数			
全法第九五—二 六項	十一時間	五五時間		深夜業の禁止もしくは制限		
休日 （最長労働時間） 食事並みに休憩 時間 一九四三年 一級法令 第九五—二七項				（イ）クリスマス、四歳祭、及び 聖母日の前一周間は、その日 は花屋並みに花屋に雇われて いる者は時間外労働がでる ことが出来る。		洗濯所、ドライクリーニング店、アイロンが け所、作業場、工場、製造場、製作所。 （十八歳以上の婦人） △除外されるもの——宿舎、倉庫、検査、保蔵の工 程にある常勤的業務、農耕。
深夜業法律なし				その日はそれ以上使用されない ことになつて、いる場合には一日 について六時間三十分使用する ことができる。		事務員、売子、女給として女子を雇つてゐる 小売店、卸売店、その他の事業場及びその他 公共食堂に雇われてゐる者（女子） △除外されるもの——運送係、金計、警務、 助産、常時三人未満を使用している事業場
ノース・ダコタ （最長労働時間） 一九四九年 州議会議決 第一五三章	八時間 三十分	四七時間 六分		（ウ）クリスマス、四歳祭、及び 聖母日の前一周間は、その日 は花屋並みに花屋に雇われて いる者は時間外労働がでる ことが出来る。	戦争状態中はすべての女子労働者へ 戦時除外法により除外される者以外 のもの（一）については、一日に 十時間、一週について五十四時間 労働させることができる。 （二）その場合には、一週四十八時間を 超えて、労働した時間については、 五割の割増賃金を支払わねばならぬ。	製造事業場、機械工場、商店、洗濯所、ホテ ル、料理店、電信電話局、通運又は運送会社 （十八歳以上の婦人） △除外されるもの——人口五千人未満の町村 田舎の電話交換所、安易な事情で取上 で、作業の難易が軽易で法の適用を要し ない、と判断した場合に、は、規模の電話交 換所並みに電信局。

州	労働時間			規定	戦時中の適用とされる規定	適用範囲
	一日一週労働時間	食事並みの休憩時間	深夜業の禁止と制限	時間制の類型		
最低賃金部令 第三号一商業	九時間 五四時間			やむを得ない場合には農産部並に労働部は臨時的に停止もしくは変更を許可することである。	七日労働とせることが出来る。 (一九四三年労働部令第二二二号参照)	人口五百人未満の町の商業、即ち一切の物産、商品の販売もしくは販売を商業目的で行っている事業場の作業であり、それには販売する者、包装する者、搬送する者、倉庫を一つける者、運送注文等の荷役人、商売を受ける者、装換する者、並に商店附属室に居住している者、その他一切の婦人を含む。 (十八才以上の婦人)
命令第一号(改正) 公共の施設 (一九三九年)	九時間 五八時間			全前		△除外されるもの― 屋外勤務の仕事のみを行つてゐる婦人 人口五百人未満の町の公共の施設の職業即ち料理店、ホテルの食堂、下宿屋の給仕等の仕事、アイスクリーム店、軽食堂の給仕人及び新に食物を調理して供する自営食堂や調理食堂の煮立やカウンターの仕事、ホテル、旅館、下宿屋病院の部屋付女中、女子門衛、車庫係婦、ホテル、料理店、病院の炊事婦、エレベーター運転手。 (十八才以上の婦人)
(2) 休憩時間 (最低労働時間分限) 食事並みの休憩時間 最低賃金部令 第一号(改正) 公共の施設 (一九三九年)				(最長労働時間の不二重参照)		適用範囲は、一、では、最低労働時間の公共施設の労働者 したがって人口五百人未満の町内より含むもの全所に適用が。

州	一日	一週	毎週の労働日数	労働時間	規定	適用	適用範囲
命令第一号 製造業（一九三三年） （甲）				食事並びに休憩時間 (1) 昼食には少くとも三十分与えなければならぬ。 (2) 婦人を休憩時間なしに連続五時間三十分以上使用してはならない。	全前	適用中 に の 規定	製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四号 洗濯所（一九三三年） （甲）				(1) 昼食には少くとも三十分与えなければならぬ。 (2) 婦人を休憩時間なしに連続五時間以上使用してはならない。 仕事には労力消耗が甚しく、都合のよい時間に適當な時間と設備を与えなければならぬ。	全前		洗濯業即ち洗濯若しくはクリーニング可能なる物品の引受け、叩つけ、洗濯、クリーニング、アイロンかけ、分配と関連ある一切の行儀、ホテル、病院、工場の洗濯業務部門の作業 （十八才以上の婦人） 電話交換所（十八才以上の婦人） エレベーター運転手（十八才以上の婦人）
4 深夜業 最低賃金法附則等 オーストラリア（公共の施設）（一九三二年） 命令第三号 商業（一九三二年） 命令第四号 製造業（一九三二年） （甲）				午後十一時から午前七時まで （警察官の時間の第二項参照） 午後九時以後 午前六時以前	全前 全前 全前		適用範囲については最長労働時間の商業の項参照。 レクレエーションや人口五百人未満の場所よりむしろ全洲に適用がある。 適用範囲については食事並びに休憩時間の洗濯所の項参照。
命令第五号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第六号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第七号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第八号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第九号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十一号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十二号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十三号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十四号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十五号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十六号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十七号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十八号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第十九号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十一号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十二号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十三号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十四号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十五号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十六号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十七号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十八号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第二十九号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十一号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十二号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十三号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十四号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十五号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十六号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十七号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十八号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第三十九号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十一号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十二号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十三号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十四号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十五号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十六号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十七号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十八号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第四十九号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十一号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十二号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十三号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十四号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十五号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十六号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十七号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十八号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第五十九号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第六十号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第六十一号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第六十二号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第六十三号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類の作成、並びに商店の婦人装身具製産屋の作業、クリーム製造所、農産物店、小乾菓子店や料理店の菓子製造部門、パン焼場並にビスケット製造場、餡料製造所、製本並びに舞臺の印刷を行う事業場を含む。 （十八才以上の婦人）
命令第六十四号 製造業（一九三二年） （甲）					全前		製造業のうち物品生産の一切の工程であり衣服仕立店、婦人装身具卸売店、婦人装身具小売店の作業室及び被服並びに道具カバリー製作所における作業、衣服改造、美粧刺繍、毛皮衣類

方 効 時 間 の 規 定				州		
適用範囲	戦時中にのみ適用される規定	適用範囲	時間制の類型	毎週の平均日数		
				一週		
				一日		
				八時間 四八時間 六日		
法令二三。頁 三二八頁						
食料並に休息時間						
深夜業の禁止もしくは制限						
時間制の類型						
(1) 商店では土曜日及びメモリアルデー、独立祭、感謝祭、クリスマス、新年元旦の日の前日には十時間労働をさせることができる。又一年の中の三週間、最初の六ヶ月に一回、同と次の六ヶ月に二週間、一日について十時間、一週について五十時間労働をさせることができる。						
(2) 洗濯所並びにドライクリーニング所では新年元旦、聖金曜日、メモリアルデー、独立祭、労働祭日、感謝祭、クリスマスを含む各週の同は一日について九時間、一週について五十時間使用する事が許される。						
(3) 公けの災害に起因する止むを得ざる期間中は時間制の規定は交通会社には適用しない。						
(4) 運輸もしくは州政府の代理人に對政との報告をなす運輸機関中は、						
(1) 全 前						
(2) 交通会社では一週六日を超えざり限り、運輸七日間の期間中六日以上の婦人を使用することが出来る。						
(3) 戦時緊急期間中、金融機関では政府の代理機関に對する報告の作成に必要として、女子労働者の労働時間を、多量の報告の作成時には四十八時間乃至五十時間に延長することが出来る。						
(4) かの超過時間の報告は四十八時間以内は州の産業関係の長のもとに出しなればならぬ。産業関係の長並びに健康関係の長の両者が作業場におけるこれらの超過時間の監視が不必要であり又は婦人の健康に有害であると認めざる場合は、その使用の中止又は制限を命令しなればならぬ。命令に對しては関係者は州の一致許審裁判所に訴えることができる。						
適用範囲						
一切の雇用（十六才以上の女子）						
△除外されるもの一製造事業場（右記の調査照）農林作業、個人の家の敷内、人口五千未満の都市の商店並びに交通会社の二十才以上の女子、農産品を行政的地位にあつて一週六日とも三十五ドルの収入を得てゐる二十才以上の女子。医学、薬学、法律、教育及び社会的な仕事の専門職にある婦人。有資格看護婦並びに見習看護婦、助産婆、をかける人、技師、有資格食料士、見習食料士及びインスターンのような病院の専門的労働者。						

州	一日	一週	毎週の労働日数	労働時間	規定	適用範囲
2. 休日 (最長労働時間参照) 3. 食事並びに休憩時間 一九四一年州議 会法 二三の頁 三一八頁				食事並びに休憩時間 継続五時間の労働の要 には少くとも三十分の 食事時間を与えなければならぬ(三十分未満の時間はかゝる休止時間とみなすこととはできない。)	深夜業の禁止もしくは制限 連邦準備市銀行並びに内閣貸付銀行を含む金融機関では一週四十八時間もしくは六日を越えざる限り一日八時間を越えることができない。	戦時中ののみ適用される規定 適用範囲 製造業を含む一切の雇用、除外されるものについては最長労働時間のオニズ参照。(女子)
法典(スロツクモルトン) 一九四〇年 一〇〇八頁				(1) 食堂を備えている事業場では女子は三十分を下らない食事時間を与えられなければならない。 (2) 適当な食堂の設備がない場合は労働者は少くとも一時間与えなければならない。	種別工場もしくは機械化しやすい食物の調理に従事する事業場では種別季節中労働時間は制限されない。	工場、作業場、商売事務所、電報局、電信局、郵便局、婦人衣身店、衣服仕立店、商店その他の事業場。(女子)

州	労働時間			規定	適用範囲
	一日	一週	労働時間の制限		
4. 深夜業 法典(スロウ・モーション) 一九四〇年 一八八一年一頁			食事並びに休憩時間 の時間中は随意に事業 場を去れてよい。	深夜業の禁止もしくは制限	適用される規定
全法典一二九 三項 一九四三年州議 会法S. B. 一二六 R. C. H. B. 三一一			午後十時から午前六時まで	食事並びに休憩時間の規定(参照)	規定は戦時中は適用しない (一九四三年州議会議法 S. B. 一二六)
オクラホマ 1. 最長労働時間 一九四一年法令 四〇章ハリーハ 二項	九時間	六時間		(1) 送客もしくは送客旅行時には電 気送客手については労働者の同業 を二倍の賃金を支払うもの 時間外労働をさせることができる (2) ホテル及び料理店に使用されるも のについては、夜間を働かざる場 合は、労働者の同業を二倍の 賃金を支払うものは、一日につい て一時間の時間外労働をさせるこ とができる。	製造事業場、機械工場、商店、洗濯所、 パン工場、ホテル、料理店、事務用ビル 倉庫、電信局、電話局、印刷工場、製本 工場、劇場、展示場、娯楽場その他の事 業場(十六歳以上の女子)
2. 休日 法律なし 3. 食事並びに休憩 時間 法律なし 4. 深夜業 法律なし					△除外されるもの——食料品の製作者、 養蚕、製糖又は製茶、人口五千人以 下の場所、五人以上の女子を使用して いる事業場。

[illegible]

州		労働時間		規定	適用範囲
一日	一週	毎週の労働時間	食事時間及び休憩時間		
純電信 (一九四二年)	八時間 四十分	六日	深夜業務の禁止その他制限	労働時間の不測の業務を要しない場合の適用は、労働委員会により異なった労働の特別の免許を与えられることとができる。	適用範囲 (婦人及び年少者)
第十号一 堅果の処理及び破砕 (一九四二年)	八時間 四十分	六日	労働時間の不測の場合には、労働者の正規の労働に代りて支払われる賃金率の五割の割増賃金を支払うならば、婦人を労働外に使用することとができる。	労働時間の不測の場合には、労働者の正規の労働に代りて支払われる賃金率の五割の割増賃金を支払うならば、婦人を労働外に使用することとができる。	商業として行う堅果の破砕及び販売。 (婦人及び年少者)
水戸市(一九四二年)の改正に よる労働時間の重 複 洗濯所、クリーニング 店、クリーニング 店 (一九四二年)	八時間 四十分	六日	労働時間の不測の場合には、労働者の正規の労働に代りて支払われる賃金率の五割の割増賃金を支払うならば、婦人を労働外に使用することとができる。	労働時間の不測の場合には、労働者の正規の労働に代りて支払われる賃金率の五割の割増賃金を支払うならば、婦人を労働外に使用することとができる。	洗濯所、クリーニング店及び染色業、即ち衣服並びに物品の洗濯、即ち、洗濯、クリーニング、染色、アイロンかけ、分断の工程に、二人もしくはそれ以上の者が使用されている一切の場所における作業。 (婦人及び年少者)
水戸市(一九四二年)の改正に よる労働時間の重 複 洗濯所、クリーニング 店、クリーニング 店 (一九四二年)	八時間 四十分	六日	労働時間の不測の場合には、労働者の正規の労働に代りて支払われる賃金率の五割の割増賃金を支払うならば、婦人を労働外に使用することとができる。	労働時間の不測の場合には、労働者の正規の労働に代りて支払われる賃金率の五割の割増賃金を支払うならば、婦人を労働外に使用することとができる。	公共の家政、即ちホテル、料理店、下宿屋、学校の寄宿舎(公私の)の同僚、アパート、商店、自給食堂、飲食店、菓子小売店、アイスクリーム店、軽便物店、調製食品店、ビヤホール、クラブ(公私の)に使用されている者、コック、カウボーイ、サラバ作人、食物交換人、飲食店、野菜調理人、皿洗、調理補助手、女中、部屋貸女中、家政婦、ハーフ給、リネン室の女、掃除婦、内勤、管理人、派生婦、家政婦、掃除婦、預り所係員、女子合衆、エレベーター運転手、その他一切のその仕事、更に又保衛や運送業の車庫除婦の仕事並びにその他、それと同性質の仕事。 (婦人及び年少者)
水戸市(一九四二年)の改正に よる労働時間の重 複 洗濯所、クリーニング 店、クリーニング 店 (一九四二年)	八時間 四十分	六日	労働時間の不測の場合には、労働者の正規の労働に代りて支払われる賃金率の五割の割増賃金を支払うならば、婦人を労働外に使用することとができる。	労働時間の不測の場合には、労働者の正規の労働に代りて支払われる賃金率の五割の割増賃金を支払うならば、婦人を労働外に使用することとができる。	商業、即ち、物品、商品の購買、販売に從事する事業場の仕事。 (婦人及び年少者)

州	労働時間の規定				戦時中における適用される規定	適用範囲	
ペンシルヴァニア 一、最長労働時間 州憲法 一九三二年法 三二二号 一九四三年法 一八三号 労働産業部一 州人に関する 法律中労働時 間の規定を所 指する規則。	一日	一週	労働日の 数	食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限	時間制の変型		
	八時間	四十四時間	五日半		(1) 非営利性、慈善性、学術的団体 では労働時間一日につき十時 間、一週六日において四十八時間 であつてよい。 (2) ホテル、下宿屋及び旅館、教育、 宗教団体では労働部並びに州の雇 主会議が承認した場合に於て一日 を十二時間の二日に分けるこ とができる。 (3) 法律の最優先適用により不必要な 困難を課すること、なる場合に於 て労働局は雇主会議の承認を得 て、時間制の及ぼす影響を軽減 できる。雇主会議の規則は十八 歳以上の労働者に適用して次のよう な時間制の適用を許可している。 一、数 (1) 平日に於て労働時間が連続五時間を超え てはならない。 (2) 労働日数が一週につき五日しか ない場合は、その中の一日は十時間 労働をせよとよい。但し一週四十 八時間を超えてはならない。 (3) 毎日の労働時間六時間を超えず 十五分間の休憩時間を与えられ又 それに対して有給である場合に は一週につき六日労働をせよとよ くせよ。 (4) 非常事態の場合、限定されてい るが、一週六日の労働時間を延長 することである。非常事態は二 十四時間を超えて存する場合に 労働部から労働時間延長の許可を 得なければならぬ。 (5) 印刷業、小売業、及びサービス業 は印刷業並びに非常事態期間中の	戦時中並びにその後六ヶ月間は雇 主会議の承認を得た後、労働局長 が使用に許可を与え得る場合には、 戦時遂行を促進する作業に従事する 女子については一日十時間、一週 六日、四十八時間労働をせよとよ くせよ。 (非常事態の推定中はホテル、料理 店に対する超過時間の規定(時間 制の変型参照)は同様に適用され る。)	一切の事業場、即ちあらゆる種類の報酬 を得るために労働がせられて一切の 場所。(女子) △除外されるもの一農場の業務、個人 の家業、病院及び慈善学校、病 院の看護婦、一週につき二十四時 五十分の収入がある二十一歳以上の行 政労働者にある者並びに個人的な秘書 館外の代理人。

労働時間の規定

一日

一週

毎週の労働時間

食事及び休憩時間

深夜業務の禁止若しくは制限

時間制の変型

勤務中にのみ適用される規定

適用範囲

割増賃金を支払う場合には一週中一日以上十時間労働をせざることを要する。又一週については四十時間を超えない限り六日労働を要する。

(ロ) 小売店(兼客店を含む) — 土曜日もしくは日一週の平均労働時間として、一日最大八時間を超えざることを要する。又一週については四十時間を超えない限り六日労働をせざることを要する。

(ハ) ホテル及び娯楽店

○接客労働者 — 一日八時間又は一日四十時間を超えざることを要する。又一週については四十時間を超えざることを要する。又一週については四十時間を超えない限り六日労働をせざることを要する。但し一週間の労働時間が四十時間を超えざる場合は、特定の日に必要延長時間について割増賃金を支払う必要はない。

○事務労働者 — 一週六十時間又は六十時間を超えざることを要する。

(ニ) 事務用ビルディンズの管理員 — 一週につき六日労働をせざることを要する。

(ホ) 銀行及び信託機関(支店に限定を要する) — 半休制の給与をうけ又不定期間中も解雇されることを要する労働者については一九三七年十月一日に始まる一週間十三時間以上一週間平均四十時間として使用する。

州	一日	一週	労働時間の規定	適用範囲
2 休日 (最長労働時間参照) 3 食事並みに 休憩時間 一九四三年労働法 法一八三号 労働産業部 婦人に関する 法律中労働時 間に関する規 定を所管する 規則(一九三三)	一日 一週 労働者の 労働時間 食事並みに休憩時間	労働時間の 制限 深夜業の禁止もしくは制限	時間制の変型 (1) 従業者が十五分の休憩時間を給料を算入しないものとす。又労働者がこれからは労働されずその日に付いては他の時間において労働するのを許されぬ場合においては労働時間を従業者六時間とするものとす。小売商等は少くとも一時間の食事時間を与える場合において労働時間六時間の労働時間制を許される。 (2) 製造工程が連続的な作業を包含しており、又は一度始めたる工程は制断を要するものに止むべきとき、或いは又労働者の職務が工場事務所又は事務所から離れた所に在ることを要するもの事業においては一週に予定計画された食事時間又は休憩時間を排除することができ、但しこれは労働者がその健康を危くすることにならないよう中休みとか時間に食事並みに休憩する時間を与えられる場合に限る。	適用範囲については最長労働時間の規定を参照。

州	労働時間 の 規定	適用範囲
労働産業部―― 婦人の雇用に關する規則 (一九四三年) 深夜業―― 一、九四三年州議會法 法第一八三号 労働産業部―― 婦人に關する法律中労働時間に關する規定を所管する規則 (一九四三年) 州議會法 一九三七年度法第三二二号 一九四三年法第一八五号 法令(ハートン)一九三六年 オーストラリア	一日一週 毎週の労働日数 食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限 時間制の変型 かかる州の規定と相違する場合については労働部の承認を得なければならぬ。 (3) 締結め季節中は開放しやすき果実とか野菜生産物の摘採め、貯蔵、包装を行う工場では労働者を食料時間なしに継続的時間使用するこゝができる。 椅子の使用の備えがよい場合には女子については三時を超えて勤務の交代毎に十五分の休憩時間を与えなければならない。 午後十時から午前六時まで 午後九時から午前六時まで 午後八時から午前六時まで 二交代制をえない作業をしている事業場では労働が一週につき連続した時間を起さず(食事時間を除いて)もしくは一週につき五日を超えない場合は深夜十二時まで労働せざるべからざる。 （食事並びに休憩時間の項参照） △除外されるもの――農場の業務、個人の家庭の家事、孤児院及び学校、病院看護婦、十八歳以上の電話交換手。 製造事業場（二十一才以上の女子） △除外されるもの――支配人、管理人、書記的な仕事又は運搬の仕事をしていないもの エレベーター運転手（女子） 一切の事業場（定義によりは最長労働時間の項参照）（二十一才未満の女子） △除外されるもの――農場の業務、個人の家庭の家事、孤児院及び学校、病院看護婦、十八歳以上の電話交換手。 電報会社、電信会社、メッセンジャー会社のメッセンジャー（十八歳以上二十一才未満の女子）。十八才未満の少女を使用	戦時中に用いられる規定 適用範囲

州		労働時間の規定				適用範囲
七項	一日 一週 労働日数	食事並びに休憩時間	深夜業の禁止もしくは制限	時間制の変型	戦時中にのみ適用される規定	適用範囲
フィリピン諸島 一、最長労働時間 一九三九年法律 会法 法律四四四号 法律四九四号	八時間			(1) 重大事件、火災、洪水、風、地震、伝染病の流行その他の災害、突如に起る非常事態の場合、もしくは使田者に重大な損失を及ぼすことを避けるため又はその他同様の性質の正当な事由により特殊装置や設備について緊急に作業を遂行しなければならぬ場合には労働時間の延長が許される。 労働長官は公益のため、もしくは除外することが作業の組織や性質からみて、又は一つの場所における能力ある労働者の減少又は十分からみて正当であると判定した場合に労働時間法からの除外を許可することができる。 (2) かつ、るすべての場合に延長した労働時間に対して二割五分の割増賃金を支払わなければならない。 通常の報酬の少くとも二割五分の割増賃金を支払うのでなければ労働者を日曜日又は定休日（海に漁いで労働させることはできない。但しガス、電気、水道の供給、又は運輸通信、火災の如き公務を遂行する公益事業については二の限りではない。	(1) 国家的な非常事態の場合には政府は作業場、工場の運営に關する規則並びに規定を制定し又労働者に支払うべき賃金額を決定する権限を与えられている。 戦時中は必要なる場合には八時間法の適用を停止する権限を政府に与えることを要する。 (2) 一九三九年の南合期に及ぶ国会の通常開会期の内会に至るまで、フィリピン大統領は公共のため必要ある場合には労働時間法の施行を、その全部もしくは一部について、並びに適當と認められる条件下に停止する権限を与えられている。この法は一九三九年九月三十日に施行された。	一切の事業もしくは産業（公私の） （すべての労働者） △除外されるもの―農業労働者、請負給を望む労働者、家事使用人、他人の私的な仕事にたずさわる者、使用者の家族の者。

州	一日	一週	西暦の 月日 日	労働 時間 の 規定	適用 される 規定	適用 範囲
4. 深夜業 一九三〇年州議 合法 法第二八号 ロートアイランド 最長労働時間 一九四三年州議 合法 一九三二年四及六 項 2. 休日 法律ナシ 労働者に休息 を保障するに休		九時間 四八時間		深夜業の禁止もしくは制限 午後十時から午前六時まで 時間制の喪失 婦人及びその日の日中使役されないで あり又は妊娠してゐる場合は果菜、 野菜の豆類、蒔蒔め、冷凍作業にお いては一深夜八時間もしくは一週四 十八時間を超えぬ深夜業が許され る。 労働する日が一週五日である場合は 一日の労働時間を九時間三十六分と することが出来る。	緊急権法に基づき政府は出資議会の議決 承認を得て、生活又は戦争の必需品 が不足していると考えられる場合には は非常事態の宣言をなす権限を有す る。 か、ち宣言により政府は、 (イ) 週の中一日もしくは何日かにわた つて通常の産業に關する作業、労 働、業務を禁止し、 (ロ) 一日の最長労働時間を制限し (ハ) 戦争遂行もしくは国民の健康 及び安全のために必要を作業を 除外する 命令を従ふことである。 労働者はその法を遵守しなけ ればならぬ。又その法は一九四 五年三月三十一日まで延長され た。 州議合法 一九四三年一九六一年、一二 六五章、一二七二章 一九四四年、一四四二章	適用されるもの 一切の官制事業（規定については最長労働時間参照）（十六才以上の婦人） △除外されるもの（電話交換手、電信手、芸術家、看護婦、家事従事人、 工場、製造場、持取場、取引業、商店（婦人及び十六才以上の年少者） △除外されるもの（公益事業において労働制により一日の中異なる時間又は部分に労働している婦人）

州	一日 一週 労働時間	労働時間 食事並びに休憩時間	労働時間 深夜業の禁止と制限	時間制の変型	戦時中のみ適用される規定	適用範囲
労働時間 一九四三年労働会 法第三十七号		継続六時間使用した後 においては食事のため 少くとも二十分を なければならない。		(1) 作業が午後一時より遅くならぬに終 了し労働者がその日は解放される場 合は労働時間を六時間三十分とする ことが許される。 (2) 作業が午後二時より遅くならぬに終 了し労働者がその日は解放される場 合は労働時間を七時間三十分とする ことができる。但しこの場合には労 働者が働きながら食事する十分な休 会を与へられるのでなくてはならぬ。 他の労働者より一時間遅れて作業 を開始する労働者については異つた 食事時間を与へてもよい。但しいか なる場合には労働者をしる通常の食 事時間中自己の持物に加えて他の労 働者の持物を取扱わなくてはならぬ い。		工場、作業場、採集事業場、商店 (婦人及び年少者) △除外されるもの—公益事業において 労働制により一日の中異つた時間又は 部分に労働している婦人、交換手が業 間継続的に交換者を取扱ふことを要せ ず、夜間のかなりの部分を眠ることに できる電話交換所。
4 深夜業 一九四三年労働会 法第三十七号		五人以上の婦人及び軍 少者を使用している工 場においては、労働者 に対し食事時間を同じ 時間を与えなければな らない。	午後十時から午前五時まで			物品や電信の配布、回収、伝達を行つて いる電信会社、電報会社、メッセンジャ ー会社のメッセンジャー (十六歳以上二十歳以下の者)
労働時間 一九四二年法典 第三十三号	八時間 四の時間 五日			事故その他さくべからざる事由によ り喪失した労働時間は雇手の各四半期に おける三十時間までの喪失した四 半期の中で埋合せることが出来る。 かかる超過時間については前以て労 働委員会に届け出なければならぬ。 事故その他のさくべからざる事由によ り喪失した労働時間は雇手における六 十時間までの喪失が起つた時の三ヶ 月の中で埋合せることが出来る。		木綿、レーヨン、絹、羊毛の紡糸工場 (内勤又は外勤の労働者) △除外されるもの—事業又は労働場所 が近にある者、技術者、火災、婦人、 運送人夫及び外人夫、修繕場の工大 連、スエ、機械工、電気工
労働時間 七〇三三—五項	十時間 五五時間 (休日 の 項参照)					糸、服地、靴下、その他の商品生産物を 製造する木綿工場、及び羊毛工場 (十六歳以上の労働者) △除外されるもの—機械工、技術者、 火災、婦人、運送人夫、構内労働者 書記的な職にある者

州	労働時間			労働時間の変型	適用範囲
	一日	一週	毎週の労働時間		
① 産業	十二時間	六〇時間	(休日の労働時間) 六日	深夜業の禁止もしくは制限	適用される規定
② 休日					製造業、商店、即ち物品の製造を授けし又は物品に出す一切の場所である。但し、自給倉庫や料理店を含まない。 (十六才以上の女子)
③ 一九四二年法律 一七五二項					商店 (十六才以上の女子)
④ 一九四二年法律 一七五二項					織物の製造、仕上げ、染色、検査、処理 (正規の労働者即ち一週につき二十時間以上の通常の労働者) △ 除外されるもの - 商人、火夫、その他係争並びに雇用の労働者
⑤ 一九四二年法律 一七五二項					商店 (十六才以上の女子)
⑥ 一九四二年法律 一七五二項					糸、服地、靴下、その他の商品生産物を製造する不特定に羊毛工場 (十六才以上の労働者) △ 除外されるもの - 機械工、技術者、火夫、商人、運送者、橋内労働者、及び書記的な職にある者
⑦ 一九四二年法律 一七五二項					一切の職業 (女子) △ 除外されるもの - 農業労働者、家事労働者、信託労働者、教育者の世話に就くもの、
⑧ 一九四二年法律 一七五二項					
⑨ 一九四二年法律 一七五二項					
⑩ 一九四二年法律 一七五二項					
⑪ 一九四二年法律 一七五二項					
⑫ 一九四二年法律 一七五二項					
⑬ 一九四二年法律 一七五二項					
⑭ 一九四二年法律 一七五二項					
⑮ 一九四二年法律 一七五二項					
⑯ 一九四二年法律 一七五二項					
⑰ 一九四二年法律 一七五二項					
⑱ 一九四二年法律 一七五二項					
⑲ 一九四二年法律 一七五二項					
⑳ 一九四二年法律 一七五二項					
㉑ 一九四二年法律 一七五二項					
㉒ 一九四二年法律 一七五二項					
㉓ 一九四二年法律 一七五二項					
㉔ 一九四二年法律 一七五二項					
㉕ 一九四二年法律 一七五二項					
㉖ 一九四二年法律 一七五二項					
㉗ 一九四二年法律 一七五二項					
㉘ 一九四二年法律 一七五二項					
㉙ 一九四二年法律 一七五二項					
㉚ 一九四二年法律 一七五二項					
㉛ 一九四二年法律 一七五二項					
㉜ 一九四二年法律 一七五二項					
㉝ 一九四二年法律 一七五二項					
㉞ 一九四二年法律 一七五二項					
㉟ 一九四二年法律 一七五二項					
㊱ 一九四二年法律 一七五二項					
㊲ 一九四二年法律 一七五二項					
㊳ 一九四二年法律 一七五二項					
㊴ 一九四二年法律 一七五二項					
㊵ 一九四二年法律 一七五二項					
㊶ 一九四二年法律 一七五二項					
㊷ 一九四二年法律 一七五二項					
㊸ 一九四二年法律 一七五二項					
㊹ 一九四二年法律 一七五二項					
㊺ 一九四二年法律 一七五二項					
㊻ 一九四二年法律 一七五二項					
㊼ 一九四二年法律 一七五二項					
㊽ 一九四二年法律 一七五二項					
㊾ 一九四二年法律 一七五二項					
㊿ 一九四二年法律 一七五二項					

州		労働時間の規定				戦時中のみ適用される規定	適用範囲
一日	一週	労働者の労働日数	食料並びに休憩時間	深夜業の禁止もしくは制限	時間制の要否		
一九三九年法典 一七〇・一七二項	十時間 五五時間				クリスマス前の五日間は一日につき十二時間使用することが出来る。	一九四三年の国民徴用法により政府に与えられた緊急権に基づき、一定の労働者に適用する行政命令が発せられた。これは労働時間に因する法令の規定を一時停止し、動植物からの食料生産物又は通例の副産物の調製、処理、荷造その他の方法による保蔵貯蔵もしくは分配に従事する十六以上の男子については一日につき十一時間、一週につき六十六時間使用することを許可するものである。非常事態の場合には食料を喪失もしくは損壊から防ぐために毎二週間に一度一週につき七十二時間労働させることが出来る。かゝる超過時間の労働は労働者について「全く任意性質」でなければならぬ。 一九四三年州議会法・一五一章 国民防務法に基づく命令オ十号	作業者又は工場から製造物、製作物、機械、軍需品、軍需事業場、商店、工場、洗濯場、印刷所、電信電話局、百貨店その他労働者が雇用され又は機械装置が使用されている一以上の種類の事業場。 (十六才以上の女子) △除外されるもの—家事使用人、農業的な仕事、果実、野菜の摘採工場。
2. 休日 法律なし 3. 食料並びに休憩時間 法律なし 4. 深夜業 法律なし							
デネン							
1. 雇員労働時間 一九三〇年法典 五三・五五・五七項	十時半 五七時間					(1) 国家的非常事態の間は労働委員は知事の同意を得て、合衆国政府に対する供給品、軍需品、資材の製造に従事する事業においては婦人の労働時間を延長することとすることができる。 (2) 合衆国の陸海軍部の代表者の書面による要求に基づき委員並びに知事は製造工場における労働時間の法を停止することが出来る。 (一九四三年州議会法一五一章)	
2. 休日 法律なし 3. 食料並びに休憩時間 法律なし 4. 深夜業 法律なし							

州	労働時間の規定				適用範囲
	一日	一週	労働の 日数	深夜業の禁止もしくは制限	戦時中にのみ 適用される規定
4 深夜業 法律なし					
テキサス 1 最長労働時間 一九四三年中議会 法 六六八章	九時間	五五時間			戦時又は大規模な国家緊急事態の 存在を宣言した時は、公正労働基準 法（「フールシュペー法」）（公契 約）「バイコンディティス法」三つの 連邦法の管轄に属する事業及び戦 時に労働統計委員によつて指定され た事業では、女子を一日につき十時 間まで使用することとできる。但し これら、これらの労働時間を延長す ることか (1) 婦人の健康及び紀に有害でない (2) 雇用の危険を増加しない (3) 公共に利益となる 場合に限り、かつ、三時間延長を なすについては労働委員の独自の調 査に基くか又は使用者もしくはカ ンピュータの女子労働者の三分の一に より出された請求によつて労働委員 の命令で認可されなければならぬ。 △除外されるもの一戦時もしくは非 常事態宣言がなされた場合、上 記の三つの連邦法の適用を受ける 使用者の事務労働者は州法の労働 時間制限から特異に除外される。
2 休日 法律なし 3 食事並びに休憩 時間 法律なし 4 深夜業 法律なし					工場、鉱山、製作所、作業所、機械事業 場、商店、洗濯所、クリーニング店、ア イロンかけ所、ホテル、料理店、肉店、 劇場、映画館、理髪店、美容院、浴場の 飲食物売店、電信電話局その他の事務所 通運会社、運輸会社、州の建造物、その 他女子が使用されている一切の事業場、 施設、企業（十五才以上の女子） △除外されるもの一連記号、薬剤師、 田舎の地区及び人口三千未満の町の商 店並びに電話会社、電信会社、官用 のものに含まれているのはなく又州の 至急でない慈善施設（如き孤児院に より、もしくはその中や、もしくは の周りで使用されている管理員、保母 看護婦）並びに補助員。
ユタ 1 最長労働時間 一九四三年中議 会法 六六八章	八時間	四八時間			一切の事業、取引、産業（十八才以上の 女子） △除外されるもの一家事使用人、行政 的職務にある者即ち一週につき少く とも

州	一日	一週	毎週の労働日数	労働時間	規定	適用される規定	適用範囲
小売店(一九四三年) 料理店(一九四三年) 公共の娯楽(一九四一年) 4. 娯楽、法律なし				食事並びに休憩時間 時間を与えなければならぬ。	深夜業の禁止もしくは制限	時間制の喪失	戦時中にのみ適用される規定
ウアーモント 一般労働時間 一九三三年 法律 六五九八項 一九四一年 州議会 法々一三〇号	九時間	五〇時間			(1) 製造事業場や機械事業場において緊急な場合又は季節的もしくは恒久的の要求により異常な一時の重荷がかかる場合には、産業関係委員が届出を受け労働時間延長し、但しその期間は一年において連続十週を超えないこと、および連続十週を超えない期間を与えらるる一日につき十時間、一週につき六十時間労働させることができる。(2) その材料や生産物が腐敗しやすく、腐敗の損を防止するために緊急の労働を必要とする製造場や事業場では、婦人及び年少者の雇用を規定している法令の一切の規定を、労働委員は、知事の許可を経て一年の内に二ヶ月を超えない期間停止することとすることができる。(3) 特別な非常事態の場合又は特別の公共の要求ある場合には、公共の業務に従事する使用人は除外されることとすることができる。かゝる非常事態又は要求ある場合は、オニオン世界大戦を合意と解すべきではない。	合衆国の戦時中は、産業関係委員知事の承認を得て婦人及び年少者の労働時間に関する法律の施行を停止することとすることができる。 州議会法 一九一七年 法々一七二号 一九三九年 法々一十一号四項	ないもの(婦人及び年少者) (2) 料理店、即ち店内で飲食するための固形又は液体の食物を販売する場所。 (十八歳以上の女子) (3) 洗濯所及び公共の娯楽事業の適用範囲については、同休日の項参照
又休日 法律なし 食事並びに休憩 時間 法律なし 娯楽 法律なし							適用範囲

州	労働時間			規定	戦時中のみ適用される規定	適用範囲
ウアージニア （農業労働時間） 一九四二年は農 一八〇八項	一日	一週	労働者の 食事並びに休憩時間 深夜業の禁止もしくは制限	(1) 農業及び野菜の季節中労働時間 の規定は農業と野菜の摘採め 処理、荷造りに専ら従事する工員 には適用しない。 (2) (1) 陸軍市場中での摘採等の処理 又は乾燥 (3) 養蚕生の脱殻又は食用化 (4) 摘採の剥製及び摘採め については毎季九十日間は一日に 十時間労働させることができ る。 (5) 花屋及び温室では暖房アレンテの 祭日、クリスマス、日・復活祭日 翌日の当日並びにそれに先立つ 三日間は婦人を一日につき十時間 使用することができ、	(1) 合衆国と外国との戦争期間中は労 働委員は戦時作業に従事する使用 者に対し、特殊の工場、事業場そ しくは事業場の部課では十八歳以 上の女子を一日につき十時間、一 週につき五十六時間まで使用する ことを許す。この許可を与え ることができ、 (2) 許可は労働時間の延長が戦時作業 について最大生産を挙げるために 必要であり労働者の健康、純潔 及び一般福祉が保護されるという ことが合理的に明白な場合にのみ 与えられる。 (3) 戦時作業とは陸軍に對する契約 又はその他戦争を好結果に遂行す るため必要で、しかも緊急な生産 を必要とする作業について契約さ せる権限を与えられた合衆国の一 切の代理持店に對する契約に基き てしくはそのためになす物品、資 材の生産又は業務の遂行における 作業である。 (4) 一九四二年法第一八〇八項 （一九四四年に通過し二年又は戦 争の終結までのいずれかの場合成 で有効とされ他の法は戦時人力 委員会、若しくは戦争遂行上必要 の活動を指定する権限を連邦議會 から与えられたその他の連邦の代 理持店が指定した戦争遂行に必要 な事業において、女子を一日につ き十時間、一週につき五十二時間 使用することを許している。 （一九四四年州議會法、第一三 〇章）	工場、作業場（解状により実客院を含む） 洗濯所、調理店、商店、製造事業場。 （十六歳以上の女子） △除外されるもの一 忘記係、速記者 出納係、又は事務補助員、買方、支 配人、補助支配人、番頭、住民二十 人未満の町又は田舎地区の商店

4 課後果
之休日 法律なし
る食事並びに休憩
時間 法律なし

[illegible]

州	労働時間の規定				適用範囲
	一日	一週	労働時間の 超過の 労働日数	労働時間の 制限	
4 深農業 産業福祉委員会 命令第三三三号 公共の施設 (一九二二年)				深夜業の禁止もしくは制限 深夜十二時以後	軟 時 中 に の み 適用される規定
ウエストヴァージニア 1 最高労働時間 法律 2 休日 法律 3 食事並びに休憩 時間 労働部一産業に おける婦人の生 命健康及び安全 の保護保持に關 する規定 (一九四三年) 4 深夜業 法律					エ レ ベ ー タ ー 運 転 手 (十八才以上の女子)
ウィスコンシン 1 最高労働時間 一九四三年法令 三三三号 産業委員会一版 命令第三三三号 オ六号(一九三 三年改訂一九三 八年)	九時間	五〇時間 (休日の 労働時間)			一 か の 事 業 (婦人) 労働者を使用している場所、即ち一切の 製造場、機械場、商店、美容院、洗濯所、 料理店、菓子店、電信電話事務所又は交 換所、通運又は運輸会社 (十八才以上の女子) △除外されるもの一各級した薬剤師及 び薬剤師補助 市街電車の車掌、運転手、信号旗手 (十八才以上の女子) △除外されるもの一オ二級の都市及び かゝる都市の郊外 商取引やその鮮果立に野菜の摘採め又は 最初の処理(婦人及び年長者)
産業委員会一版 命令第四号 (一九一八年)	八時間				
命令特別命令一 諸部工務 (一九四三年)	九時間 五〇時間 六日				

[illegible]

GAa1/1

8-12-21

女性と仕事の未来館



00961097

